

2025 年度版

王子グループの皆様へ

王子グループ  
ならではの保険料  
全体割引  
**約36%**  
損害率による割引15%  
団体割引25%適用

### 団体総合生活保険

# おまもり王子

「おまもり王子」は王子グループの団体総合生活保険のペットネームです。



約6,200名の皆様にご加入いただいています!

保険期間 ※期中での中途加入も可能です。

2025年6月25日午後4時 ▶ 2026年6月25日午後4時までの1年間

「おまもり王子」は、王子グループの多くの方のお役に立っています! 2013-2023 年度の集計 2024年11月14日現在

王子グループにおける 「おまもり王子(団体総合生活保険)」 保険金支払実績	<2023年支払実績>	975 件	約 5,805 万円
	<直近累計支払実績>	11,363 件	約 7 億 6,592 万円

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点はP16掲載の二次元コードへ掲載のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

## お問い合わせ先・事故時の連絡先

### 代理店

**王子製紙保険サービス株式会社** TEL: **03-3546-7911**  
〒104-0061 東京都中央区銀座5-12-8  
受付時間: 平日9:00~17:00

- 北海道支店
  - ・苫小牧営業所 TEL:0144-32-5332 FAX:0144-32-3830
  - ・札幌営業所 TEL:011-818-3100 FAX:011-818-3200
  - ・釧路営業所 TEL:0154-57-9066 FAX:0154-57-9133
- 名古屋支店
  - ・春日井営業所 TEL:0568-81-9889 FAX:0568-82-6363
  - ・中津営業所 TEL:0573-66-1549 FAX:0573-66-1599
- 関西支店
  - ・京都営業所 TEL:075-671-8033 FAX:075-671-8066
  - ・神崎営業所 TEL:06-6487-1090 FAX:06-6487-1091
  - ・富士営業所 TEL:0545-63-3000 FAX:0545-61-8980
  - ・富岡営業所 TEL:0884-23-6111 FAX:0884-23-6119
- ・米子営業所 TEL:0859-27-9166 FAX:0859-27-3152
- ・呉営業所 TEL:0823-74-8715 FAX:0823-72-7675
- ・大分営業所 TEL:097-528-8705 FAX:097-528-8687
- ・日南営業所 TEL:0987-31-1361 FAX:0987-31-1361

※支店・営業所で連絡が取れない場合は本社へご連絡ください。

### 引受保険会社(幹事)

**東京海上日動火災保険株式会社** TEL: **03-3285-1239**  
担当課 本店営業第四部営業第一課  
〒100-8107 東京都千代田区大手町一丁目5番1号  
受付時間: 平日9:00~17:00

WEBでの  
お問い合わせはこちら



この保険は東京海上日動火災保険株式会社を幹事とした共同保険契約です。引受保険会社等については、「重要事項説明書」をご確認ください。なお、医療補償・がん補償・介護補償については、東京海上日動単独の引受となります。

# 病気とけがプラン(医療補償・傷害補償)

個人型

月払保険料

各1口、  
全体で2口限度

保険期間:1年  
団体割引:25%  
損害率による割引:15%

記載のないプランにご加入のお客様はP.11~をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

補償内容		先進医療あり	先進医療なし	女性プラン	
病気で入院したら	1日あたり(支払限度日数:360日)	5,000円	5,000円	3,000円	
けがで入院したら	1日あたり(支払限度日数:360日)	5,000円	5,000円	-	
病気で手術を受けたら	重大手術*1	20万円	20万円	12万円	
	上記以外の手術	入院中	5万円	5万円	3万円
		入院中以外	2.5万円	2.5万円	1.5万円
けがで手術を受けたら	重大手術*1	20万円	20万円	-	
	上記以外の手術	入院中	5万円	5万円	-
		入院中以外	2.5万円	2.5万円	-
病気・けがで放射線治療を受けたら	放射線治療	5万円	5万円	3万円	
病気で入院し、退院後通院したら	病気のみ1日あたり(支払限度日数:90日)	3,000円	3,000円	2,000円	
けがで通院したら	けがのみ1日あたり	★オプション	★オプション	★オプション	
所定の成人病で入院したら	1日あたり(支払限度日数:360日)	5,000円	5,000円	-	
所定の成人病で手術・放射線治療をしたら	手術	入院中	5万円	5万円	-
		入院中以外	2.5万円	2.5万円	-
	放射線治療	5万円	5万円	-	
先進医療を受けたら	技術料と同額	600万円限度	-	-	
	一時金	10万円	-	-	
女性特有の病気等で入院したら	1日あたり(支払限度日数:360日)	-	-	3,000円	
女性特有の病気やケガ等で所定の手術を受けたら	手術の種類により	-	-	6万円、12万円	

R1

R10

WO

★オプション  
けが通院

1日あたり(支払限度日数:90日)

3,000円

RO

620円

\*1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。



©東京海上日動

年齢	R1	R10	WO
1歳～4歳	640円	580円	280円
5歳～9歳	540円	480円	220円
10歳～14歳	510円	450円	200円
15歳～19歳	580円	520円	250円
20歳～24歳	720円	660円	410円
25歳～29歳	790円	730円	510円
30歳～34歳	860円	800円	570円
35歳～39歳	950円	890円	560円
40歳～44歳	1,110円	1,050円	630円
45歳～49歳	1,480円	1,420円	860円
50歳～54歳	1,910円	1,850円	1,120円
55歳～59歳	2,720円	2,660円	1,570円
60歳～64歳	3,940円	3,880円	2,300円
65歳～69歳	5,540円	5,480円	3,280円
70歳～74歳	7,910円	7,850円	4,930円
75歳～79歳	10,320円	10,260円	6,860円
80歳～84歳	13,320円	13,260円	9,020円
85歳～89歳	15,660円	15,600円	10,530円

※保険料は、保険の対象となる方の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

※(RO)タイプの保険料は保険の対象となる方の職種級別によって異なります。左記保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

病気とけがプラン

がんプラン

介護(時金)プラン

けがプラン

自転車プラン

ゴルフプラン

日常生活の補償

# がんプラン(がん補償)

割引率UPしました

個人型

月払保険料

加入限度口数  
1口

保険期間: 1年  
団体割引: 25%  
損害率による割引: 15%

保険金をお支払いする主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

## 特長

単品  
OK

### ● がんと診断確定\*1されたとき、一時金として保険金をお支払いします。

\*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

### ● 上皮内新生物や白血病も補償対象になります。

### ● 初めてがんを診断されたときはもちろん 継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の 再発・転移や、新たながんが生じたときでも、 それまでのお支払回数にかかわらずお支払いします。

\*支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。



がんを診断確定されたら\*1  
一時金をお支払いします!

### ● ご加入の際、医師の診査は不要です!

2項目の健康状態に関する告知にてご加入いただけます。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りする場合がございますので正しくご記入ください。

### ● 90日間の待機期間を設定せず、保険始期日補償開始時間以降にがんを診断されれば対象です。

通常のがん保険は待機期間として90日間が設定されており、保険始期日から90日間はがんを診断されても免責となります。



がんは  
気になる病気よね...

## 日本の「がん(悪性新生物)」 の総患者数は、約465万人!

### 主ながん(悪性新生物)の患者数

(単位:万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	28.1	18.7	9.5
結腸および直腸	32.4	16.8	15.6
肝および肝内胆管	8.9	6.2	2.7
気管、気管支および肺	32.8	19.5	13.4
乳房	83.8	0.6	83.2

\*総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ2人に1人が  
がんを診断されるといわれています。

さらに

## 心配なのは、医療費! 医療費・自己負担額の例

(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額 176,620円

差額ベッド代他 133,000円

合計 約30.9万円

\*70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例  
\*医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合  
(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター  
「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから

まとまった資金の準備が  
できると安心です。



補償内容		上乘せ	充実
がんを診断されたら	1回あたり	50万円	100万円
がんが再発・転移したら	1回あたり	50万円	100万円

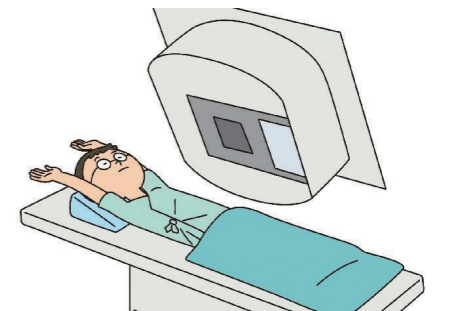
GN1

GN2

年齢	GN1	GN2
5歳～9歳	60円	120円
10歳～14歳	80円	180円
15歳～19歳	60円	130円
20歳～24歳	40円	70円
25歳～29歳	80円	150円
30歳～34歳	130円	250円
35歳～39歳	190円	380円
40歳～44歳	290円	570円
45歳～49歳	430円	860円
50歳～54歳	730円	1,450円
55歳～59歳	1,180円	2,370円
60歳～64歳	1,740円	3,480円
65歳～69歳	2,390円	4,770円
70歳～74歳	3,060円	6,130円
75歳～79歳	3,790円	7,580円
80歳～84歳	4,460円	8,930円
85歳～89歳	4,970円	9,940円

保険料が  
変わりました。

\*保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日(2025年6月25日)時点の満年齢をいいます。)によって異なります。89歳までご継続いただくことが可能です。



# 介護(一時金)プラン(介護補償)

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

個人型

月払保険料

加入限度口数  
1口

保険期間: 1年  
団体割引: 25%  
損害率による割引: 15%

記載のないプランにご加入のお客様はP.11~をご確認ください。

- ◆補償の対象は従業員本人とその配偶者の親だけでなく、本人や配偶者、同居のご家族なども対象とすることができます。
- ◆公的介護保険制度で介護認定を受けられない場合でも保険金のお支払が可能な場合がある補償(独自基準追加型)タイプです。

## 補償の概要

保険の対象となる方(被保険者)が所定の要介護状態となった場合に、保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

## 補償の内容

[独自基準追加型(要介護2)]介護補償KG1・KG3タイプなら・・・  
**介護補償保険金(一時金) 100万円または300万円**

・公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合、または、  
・東京海上日動が定める所定の要介護状態(要介護2用)\*1と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。

\*1 東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)については、「補償の概要等」をご確認ください。

「独自基準追加型」について	国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に加えて、別途、東京海上日動が定める所定の要介護状態となった場合にも保険金をお支払いするものです。 これは、公的介護保険制度の特徴を踏まえた補償であり、公的介護保険制度による給付の対象外となってしまう[39歳以下の方]が要介護状態になった場合や、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」により要介護状態になった場合についても、保険金をお支払いできるメリットがあります。
---------------	---

## 要介護度の認定基準について

### 【公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について】

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持および状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作および手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

軽度 ↑  
↓ 重度

青枠内が補償の目安です。

東京海上日動所定の要介護状態(要介護2)	次の1、2のいずれにも該当する状態をいいます。
	1. 下記(1)~(4)のいずれかに合致した場合 (1)歩行ができない (2)寝返りができない (3)入浴その他の複雑な動作等ができない (4)排せつ等日常生活の一部の行為ができないまたは部分的に介助が必要な状態である
	2. 下記(1)、(2)のいずれかのため他人の介護が必要な状態 (1)次の①または②のいずれかに該当する状態 ①衣類の着脱の際に、下記a~dのうちの2つ以上についてできない状態*1 ②衣類の着脱の際に、下記a~dのうちの3つ以上についてできない行為*1または見守りを必要とする行為*2が合わせて3つ以上ある状態 a. ボタンのかけはずし b. 上衣の着脱 c. スポンまたはハンカチ等の着脱 d. 靴下の着脱 (2)認知症により「所定の要介護状態(要介護2)の追加補償」*3に規定する問題行為が2項目以上みられる場合

\*1 部分的に介助が必要な場合を含みます。 \*2 介護者が手を出して介助は行わないが見守りまたは指示が必要な状態をいいます。 \*3 詳細は、「補償の概要等」をご確認ください。

## 公的介護保険制度との違い

年齢	公的介護保険(給付対象外)	おまもり王子 介護補償[独自基準追加型]*1
39歳以下		年齢*3・原因*1を問わず対象
40~64歳	特定16疾病*2を原因とする要介護要支援状態のみ(第2号被保険者)	
65歳以上*3	原因を問わず対象(第1号被保険者)	

\*1 所定の要介護状態については、所定の要介護状態と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合にお支払いします。  
\*2 末期がん、関節リウマチ等の加齢との関係が認められる16種類の疾病に限定されています(介護保険法施行令第2条)。16種類の特定疾病については、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。  
\*3 おまもり王子の介護補償は、満5歳以上満84歳以下となります。

## 突然介護が必要な状態になった場合に一時金をお支払します。

介護に関する情報・相談は [詳しくはP.17~をご覧ください](#)  
介護アシスト・認知症アシストをご利用いただけます！



補償の型	独自基準追加型(要介護2)	
	介護補償保険金額	100万円
5歳~9歳	10円	10円
10歳~14歳	10円	10円
15歳~19歳	10円	10円
20歳~24歳	10円	10円
25歳~29歳	10円	20円
30歳~34歳	10円	40円
35歳~39歳	30円	80円
40歳~44歳	50円	150円
45歳~49歳	60円	180円
50歳~54歳	80円	240円
55歳~59歳	120円	350円
60歳~64歳	250円	750円
65歳~69歳	520円	1,560円
70歳~74歳	1,140円	3,430円
75歳~79歳	2,630円	7,880円
80歳~84歳	4,960円	14,890円

※保険料は、保険の対象となる方の年齢(団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

KG1

KG3

## 公的介護保険制度の概要

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

## 公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん、関節リウマチ等の加齢との関係が認められる疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態(寝たきり、認知症等で介護が必要な状態) ●要支援状態(日常生活に支援が必要な状態)

\*1 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

# けがプラン(傷害補償)

記載のないプランにご加入のお客様はP.11~をご確認ください。

個人型

家族型

月払保険料

C:3口  
Y:4口が限度

保険期間:1年  
団体割引:25%  
損害率による割引:15%

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

△ 病気は補償されません。病気の補償は病気とけがプランをご参照ください。

補償内容		個人型	家族型
本人の就業中の補償		○	× (家族の就業中の補償○)
天災の補償		○	×
特定感染症の補償*1		○	×
けがで入院したら	1日あたり	5,000円	5,000円
けがで手術を受けたら	入院中の手術	5万円	5万円
	入院中以外の手術	2.5万円	2.5万円
けがで通院したら	1日あたり	3,000円	3,000円
けがで死亡または後遺障害をおったら		450万円	600万円

C

Y

月払保険料

1,470円

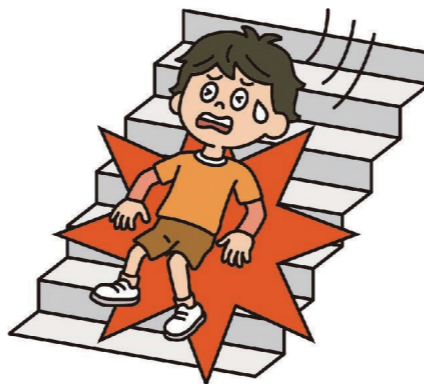
4,340円

※ 家族型の保険金額は、本人・配偶者・親族ともに同額です。

※ Cタイプの保険料は保険の対象となる方で本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等職種級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員)の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

※ 損害率による割引は、天災危険補償保険料には適用されません。

\*1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症はお支払対象となりません。



# 自転車プラン

(傷害補償・  
交通事故傷害危険のみ補償特約付帯)

記載のないプランにご加入のお客様はP.11~をご確認ください。

個人型

家族型

月払保険料

加入限度口数  
1口

保険期間:1年  
団体割引:25%  
損害率による割引:15%

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

補償内容		個人型	家族型
交通事故によるけがで入院したら	1日あたり	3,000円	3,000円
交通事故によるけがで手術を受けたら	入院中の手術	3万円	3万円
	入院中以外の手術	1.5万円	1.5万円
交通事故によるけがで通院したら	1日あたり	1,000円	1,000円
交通事故によるけがで死亡または後遺障害をおったら		200万円	200万円

J1

J3

月払保険料(個人賠償責任なし)

200円

460円

★オプション

対人・対物賠償責任  
(個人賠償責任)

国内

無制限補償

国外

1億円補償

KO

170円

保険料が  
変わりました。

※ ご家族タイプ(J3)の保険金額は、本人・配偶者・親族共に同額です。

※ 個人賠償責任補償はJ1・J3とも家族型となります。



病気とけがプラン

がんプラン

介護(時金)プラン

けがプラン

自転車プラン

ゴルフプラン

日常生活の補償

その他

# ゴルフアープラン

個人型 月払保険料 加入限度口数 1口

保険期間: 1年  
団体割引: 25%  
損害率による割引: 15%

記載のないプランにご加入のお客様はP.11~をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

補償内容		ゴルフプラン
ゴルフ中のけがで入院したら	1日あたり	9,000円
ゴルフ中のけがで手術を受けたら	入院中の手術	9万円
	入院中以外の手術	4.5万円
ゴルフ中のけがで通院したら	1日あたり	6,000円
ゴルフ中のけがで死亡または後遺障害をおったら		600万円
ゴルフ用品に損害が発生したら		20万円
ホールインワン・アルバトロスを達成し、お祝い費用等を負担したら		30万円

\*ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。

G3

月払保険料(個人賠償責任なし)

保険料が  
変わりました。

460円

★オプション

対人・対物賠償責任  
(個人賠償責任)

国内

無制限補償

国外

1億円補償

G

60円

\*個人賠償責任補償はゴルフ中のみ補償となります

加入依頼書記入イメージ

プラン名	病気プラン	介護プラン	けがプラン	個賠プラン	携行品	ホールインワン
G3			G3	G	G2G3	G3



# その他 日常生活の補償

家族型 月払保険料 加入限度口数 1口

保険期間: 1年  
団体割引: 25%  
損害率による割引: 15%

記載のないプランにご加入のお客様はP.11~をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

## 身のまわり品損害

日本国内外を問わず、外出先での保険の対象となる方が所有する携行品の損壊・盗難等偶然な事故による損害を補償します。

・1回の事故ごとに5,000円(免責金額)をご自身で負担いただけます。  
・損害額は、時価額\*を限度に算定されます。  
\*同等の物を新たに購入するのに必要な金額から、使用による消耗分を控除した額。

【ご注意】このような場合は補償されません。

- 置き忘れ、紛失
  - 単なる汚れやすり傷等機能に支障をきたさない損害
  - 被保険者が居住する住宅内で生じた事故
  - 地震・噴火またはこれらによる津波による損害 等
- 以下のものは補償の対象となりません。
- ※株券、手形などの有価証券(小切手は含みません。)
  - ※携帯電話・スマートフォン・ノートパソコン・タブレット端末等
  - ※通帳、キャッシュカード、クレジットカード、プリペイドカード等
  - ※設計図、図案・帳簿 ※コンタクトレンズ、眼鏡、入歯 ※動物、植物
  - ※自動車、自転車、ハングライダー・サーフボード 等

携行品損害

保険金額: 30万円

(免責金額(自己負担額): 5,000円)

H3

月払保険料 170円

旅行先で誤ってカメラを損壊

携行品の盗難

## 個人賠償責任

日本国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊す等、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

※示談交渉サービス付き!  
日本国内での事故に限ります(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)

【ご注意】このような場合は補償されません。

- 同居の親族に対する損害賠償責任
- 地震・噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任
- 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任
- ※保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
- 船舶、車両、銃器等の所有、使用などにより生じた事故による損害賠償責任
- 暴行、殴打により生じた事故による損害賠償責任
- 被保険者が居住用にしていない建物に起因する損害賠償責任 等

対人・対物賠償責任  
(個人賠償責任)

国内	無制限補償
国外	1億円補償

K0

月払保険料 170円

誤って他人にケガをさせた

保険料が変わりました。

病気とけがプラン

がんプラン

介護(時金)プラン

けがプラン

自転車プラン

ゴルフアープラン

日常生活の補償

その他



告知の大切さに関するご案内

# 告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合\*1には、保険の対象となる方（被保険者）について健康状態の告知が必要です。

\*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます（更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。）。

告知書は保険の対象となる方（被保険者）**ご自身がありのままにご記入ください。\***  
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけません。

\*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。  
介護補償にのみ（追加）加入される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方（被保険者）とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。  
\*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけません。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無（予定を含みます。）
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療（投薬の指示を含みます。）の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無等

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘されたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象となることがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。



※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。  
※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。  
また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。  
告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### 医療補償にご加入の方

**質問 1**  
●告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院が手術をすすめられていますか。

あり  
なし

**質問 2**  
●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。

あり  
なし

お引受けできます。  
回答をご記入のうえご署名ください。

特定疾病等不担保特約がセットされている場合に補償対象外となる病気・症状\*1

ア	脳卒中(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓、脳塞栓)、狭心症、心筋梗塞、不整脈*2、心室細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、動脈瘤、動脈の閉塞・狭窄
イ	白内障、緑内障(告知いただいた内容が片眼だけの場合でも、両眼が補償対象外となります。)
ウ	脊椎分離症、脊椎すべり症、椎間板ヘルニア、むちうち症
エ	前立腺肥大、前立腺炎、前立腺がん、子宮筋腫

\*1 主治医が上記の病気・症状と医学的に同一であると診断した病気・症状に関しては、補償の対象外となりますので、ご注意ください。  
\*2 心室細動は補償の対象となります。

### がん補償にご加入の方

**質問 1**  
今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。

あり  
なし

※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高高度異形成

お引受けできませんが、お引受けできません。

**質問 2**  
告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと

- ・上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査)
- ・胸部エックス線検査
- ・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査
- ・乳房超音波検査・子宮頸部の細胞診
- ・便潜血検査
- ・しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等)
- ・CT検査・MRI検査・PET検査
- ・肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体)
- ・腹部超音波検査・その他のがん検診

②医師の診察の結果、下記【別表】の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと

お引受けできません。  
回答をご記入のうえご署名ください。

### 介護補償にご加入の方

**質問 1**  
●以下(1)~(3)のいずれかに該当しますか。

(1)現在「歩行」「食事」「排泄」「入浴」「衣服の着替え」「店での買い物」「公共の交通機関の利用」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助具を必要とする。

(2)今までに、公的介護保険の要介護・要支援の認定申請をしたことがある。

(3)今までに、認知症、軽度認知障害(MC1)もしくはそれらの疑いまたはがん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がんを除きます)で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。

●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気やケガで入院をしたことまたは手術を受けたことはありませんか。

●告知日(ご記入日)より過去2年以内に下表の病気であると医師に診断されたこと、または下表の病気のため医師から検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことはありませんか。

(注)検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。

お引受けできない病気

- ・肝硬変
- ・脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血)
- ・脳しゅよう
- ・心筋梗塞
- ・心不全
- ・心房細動
- ・糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含みます)
- ・うつ病
- ・双極性障害(躁うつ病)
- ・統合失調症
- ・アルコール依存症
- ・パーキンソン病
- ・アルツハイマー病
- ・レビー小体病
- ・前頭側頭葉変性症
- ・ピック病
- ・(骨折歴を伴う)骨折しょう症
- ・関節炎(リウマチ性、変形性)

お引受けできませんが、お引受けできません。

\*1 ご署名欄下の注意事項をご確認の上、健康状態告知を行った方がご署名ください。

1. 本内容は健康状態に関する回答です。ご加入いただく補償のみご回答ください。ご回答内容・ご署名は加入依頼書に複写されますので、ボールペンでもれなくご記入ください。  
2. 加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償と健康状態告知書でご回答いただいた補償と異なる場合は、加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償についてのみ、ご加入のお申込みがあったものとして取扱います。

別表	(がん補償)お引受けできない病気や所見・症状
ポリプ・しゅよう等	しゅよう*1、結節*1、腫瘍*1(しゅりゅう)、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリプ(ポリポシス)*2、病理検査や細胞診での異常
消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
呼吸器系の病気	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)
症状*3	しこり、出血(不正出血、咯血、吐血、下血、肉眼的血尿)、黄疸

\*1 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。  
\*2 大腸などひとつの臓器に多数のポリプが存在する状態をいいます。  
\*3 「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時時点で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

ご加入に際して  
ご加入者と被保険者(\*)全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。  
①ご加入者が契約者である企業または団体の構成員であること  
②重要事項説明書の内容 ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容  
④重要事項説明書記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容 ⑤「告知の大切さに関するご案内」の内容  
\*保険の対象となる方をいいます。



# 保険の対象となる方(被保険者)について

## 1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人<sup>\*1</sup>」としてご加入いただける方

基本補償	年齢 <sup>*2</sup>	加入対象者
傷害補償、 個人賠償責任、携行品、 ホールインワン・アルバトロス費用	年齢条件なし	A. 王子ホールディングス株式会社およびその系列 会社の役員・従業員、退職者 B. Aの配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟 C. Aと同居されているご親族 (傷害補償は本人型のみご加入いただけます。)
医療補償	満1歳以上満89歳以下	
介護補償	満5歳以上満84歳以下	
がん補償	満5歳以上満89歳以下	

※対象となる系列会社については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

\*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

\*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

## 2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。補償についての各ページをご確認ください。

	本人型	家族型
① ご本人 <sup>*1</sup>	○	○
② ご本人 <sup>*1</sup> の配偶者	—	○
③ ご本人 <sup>*1</sup> またはその配偶者の同居のご親族	—	○
④ ご本人 <sup>*1</sup> またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人<sup>\*1</sup>が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

\*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

### 【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者: 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。)

① 婚姻意思<sup>\*1</sup>を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2) 親族 : 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

(3) 未婚 : これまでに婚姻歴がないことをいいます。

\*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

## 重要事項説明書について

・重要事項説明書には「主な保険金をお支払いしない(免責)事由」「告知・通知義務」等が記載されておりお読みいただくことが重要ですので、加入申込を行う際には、必ず重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明等)をご確認し、同意のうえお申し込みください。

・重要事項説明書(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明等)は、以下a.~c. いずれかの方法によりご確認ください。

- 二次元コードからアクセス先に掲載の重要事項説明書(重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめていたします。)
- 王子製紙保険サービスホームページに掲載の重要事項説明書
- 重要事項説明書の冊子(ご希望の場合は、王子製紙保険サービス(お問い合わせ先は裏面に記載)までご連絡ください。)

加入依頼書  
記入例は  
こちらから



・改定のご案内  
・補償のあらまし  
・重要事項説明書は  
こちらから



## ご注意事項

- ・今回の募集において、加入依頼書のご提出がない場合は、自動更新となりますので、加入依頼書記載の補償内容等について必ずご確認ください。
- ・ご加入タイプ変更等のご希望がない方は、加入依頼書のご提出は不要です。
- ・保険の対象となる方またはそのご家族が、同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがございます。詳細は代理店へお問い合わせください。
- ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

この保険は、王子ホールディングスを契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として王子ホールディングスが有します。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

# サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。  
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

## ・メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間\*1: 24時間365日  
**0120-708-110**

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。  
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

### 転院・患者移送手配\*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

## ・介護アシスト 自動セット

お電話にて高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:  
いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く

・電話介護相談 : 午前9時～午後5時  
・各種サービス優待紹介: 午前9時～午後5時  
**0120-428-834**

### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

### 各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

## ・デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間:  
いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く

・法律相談 : 午前10時～午後6時  
・税務相談 : 午後2時～午後4時  
・社会保険に関する相談: 午前10時～午後6時  
・暮らしの情報提供 : 午前10時～午後4時  
**0120-285-110**

### 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] [www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

## ・認知症アシスト 自動セット

【対象となる補償】  
介護補償にご加入いただいた場合



脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合の本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間:  
いずれも  
土日祝・  
年末・年始を除く

・緊急連絡ステッカー : 午前9時～午後5時  
・「認知症の人と家族の会」紹介: 午前9時～午後5時  
**0120-775-677**  
・脳の健康度チェック : 午前9時～午後5時  
**0120-002-531**  
・認知症介護電話相談 : 午前9時～午後5時  
**0120-801-276**

### 検索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】  
「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします\*1。行方不明となった認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開せずにご家族等と通話することができます。

\*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じて1回に限ります。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送します。  
\*2 ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払いが必要となります。

【検索協力支援アプリ「みまもりあいアプリ」】  
「みまもりあいアプリ」は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまもりあいプロジェクト\*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症の方の行方不明時にご協力いただける方あらかじめ本アプリをダウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

\*2 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる活動です。

Android iPhone



平仮名「みまもりあい」で検索、または左記二次元コードでアプリを取得しご利用ください。



この日のみまもりあいのね。

### 脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。

※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

### 脳機能向上トレーニング

(株)NeUが提供する脳機能向上トレーニング(「脳を鍛えるトレーニング」)をご利用いただけます。監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング「脳を鍛えるトレーニング」

[ホームページアドレス] <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修:川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。

※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

### 認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*3」をご利用いただくことも可能です。

\*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

### 「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会\*4」をご紹介します。\*5

\*4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。

\*5 年会費については、お客様にご負担いただきます。

## ご注意ください (各サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含まれます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。  
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。  
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。  
・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。  
\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。  
\*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。